

四半期財務諸表等に対する報告書の相違点

別紙

	今 回	従 来
監査人の署名	<u>業務責任者</u> 公認会計士 ○○○○	<u>代表社員</u> 公認会計士 ○○○○
監査の手続	第1四半期の財務諸表等について、四半期レビューを行った。	第1四半期の財務諸表等について下記の手続を実施しました。
手続の基準	当監査法人は、わが国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。 四半期レビューは、主として理事者、財務及び会計に関する責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、わが国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。	下記の手続は、わが国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査手続ではなく、財務諸表等に対する監査意見を表明するための監査手続ではありませんが、前年度の監査結果及び「東京証券取引所のマザーズ上場企業の四半期財務諸表に対する意見表明業務について」を勘案して、財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの限定的な保証を得るために実施した手続であります。
表明形式	(前文略)適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。	(前文略)基準に準拠していないと認められる事項は発見されず、(略)に従っていないと認められる事項は発見されませんでした。
実施した手続の別記	具体的に記載されていない	具体的に記載されている